

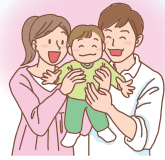
八頭町の子育て支援事業を拡充しました!

安心して子どもを生み育てられるよう子育て環境を整備し、子どもたちや子育て世代にとってより良いまちづくりを進めるため、令和6年4月より拡充された子育て支援事業をお知らせします。

拡充

出産お祝い金

次世代を担う子どもの誕生を祝福するとともに、子どもの健やかな成長のために役立てていただけるようお祝い金を支給します。



対象 子どもを出産時、町内に住所を有し、引き続き町に居住する意思のある方

支給額 出産児1人につき3万円が5万円に増額となりました。

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

拡充

妊産婦・子育て支援 タクシー利用費助成

妊産婦の方が妊婦健康診査、出産に係る入退院、産後健康診査の際に安心してお出かけできるよう、タクシー利用費用の助成を行います。

対象 町内に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けている妊産婦。利用目的に「産後健康診査」が追加されました。

助成内容 片道1回5,000円を上限とし、6回までのタクシー利用費を助成（自宅⇄病院）

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

拡充

乳児家庭保育支援給付金

生後6カ月から2歳になるまでの乳幼児を家庭で子育てする保護者等に対し、給付金を支給し、子育て世代に経済的支援を行います。



対象 町内に住所を有し、生後6カ月から2歳になるまでの乳幼児を日中家庭で1ヶ月以上継続して子育てしている保護者等

給付額 乳幼児1人につき、月額3万円が3万5千円に増額となりました。

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

新規

町立保育所完全給食の実施

子育て支援や衛生面対策のため、町立保育所の3歳以上児の主食(ご飯)を提供する「完全給食(無償化)」の実施に向けて、現在、準備を進めています。

準備ができ次第、町立保育所5園で同時に開始する予定です。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205



新規

子育てサークル補助金

子育てに関して語り合ったり、一緒にさまざまな体験活動を行うことで保護者同士のつながりづくりをすすめる子育てサークルの活動費を補助します。



対象 八頭町子育てサークルとして登録された団体等

補助額 1件につき2万円の上限(要件あり)

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

新規

子育て応援駐車場の整備

妊娠中の方や就学前の乳幼児を連れた方などが優先して利用できる駐車スペースを、本庁舎など町内施設5カ所に整備します。



子育て応援駐車場看板▶

拡充

特別医療費助成

子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、医療費を助成します。

対象 18歳の年度末までの児童

助成内容 医療費負担が無料となりました。

※ 詳しくは町民課からのお知らせ5ページをご覧ください。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

国民年金保険料の学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難な学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合は、申請をすることにより在学中の保険料の納付が猶予されます。



対象となる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校その他の教育施設の一部に在学する20歳以上の学生等であって、学生本人の前年所得が128万円以下の方

必要書類 在学期間がわかる学生証のコピーまたは在学証明書(原本)

学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付(追納)することをお勧めします。

問い合わせ 鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311
町民課 ☎76-0205

高齢者はり、きゅう、マッサージ施術費助成

八頭町では、高齢者の健康保持促進を図るため、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成しています。

助成対象者 (次のすべての要件に該当する方)

- ・町内に住所を有し、現に居住する者
- ・後期高齢者医療の被保険者
- ・前年(1月から5月までの申請の場合は、前々年)の住民税所得割が課されていない者

助成金額

- ・1回につき1,000円
(施術費が1,000円に満たない場合は全額)

助成回数

- ・申請月により助成枚数が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証

問い合わせ

町民課 ☎76-0205



ご存じですか? 特別医療費助成制度

重度の障がいのある方やひとり親家庭、特定疾病をお持ちの方などが、通院・入院などにかかったときの医療費(保険適用分)の自己負担額を助成しています。

医療費助成を受けるには申請が必要です。次の区分に該当する方で、受給資格証の交付を受けていない方は手続きを行ってください。

■重度心身障がい

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方 ・療育手帳A判定をお持ちの方(療育手帳に「特別医療該当」と記載されている方) ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・自立支援医療等の医療費助成受給者証(該当の方のみ) ・健康保険証

■ひとり親家庭

対 象 者	18歳までの子を扶養するひとり親
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書または遺族年金証書 ・健康保険証

■特定疾病

対 象 者	小児慢性特定疾病にかかっておられる20歳未満の方(先天性代謝異常の方は、20歳以上も助成の対象となります場合があります)
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関で発行する児童等特定疾病医療意見書 ・小児慢性特定疾病医療費受給者証 ・健康保険証

■小 児

対 象 者	18歳到達した最初の3月31日までの者
必 要 書 類	・健康保険証

【重度心身障がい・ひとり親家庭区分に関する注意事項】

- ・区分により月額上限負担額やその他要件があります。
- ・本人所得状況および世帯の課税状況によって該当にならない場合があります。
- ・前年までは所得制限のために該当とならなかった方も、所得状況などにより新たに対象となる場合がありますのでご相談ください。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205